**「大阪府温暖化の防止等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正案**

**並びに関連する指針の改正・策定」**

**に対する府民意見等の募集結果及び大阪府の考え方について**

* 募集期間：令和３年12月24日（金曜日）から令和４年１月24日（月曜日）まで
* 募集方法：インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ
* 提出意見数：２名から６件の意見提出がありました。

いただいたご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見等の内容 | 大阪府の考え方 |
| （２）　エネルギーを多量に使用する事業者等を対象とした対策計画書・実績報告書制度の強化及び拡大 |
| １ | 需要最適化については、現在、政府の方で具体的な検討が進められていると認識しているが、昨今、余剰再エネ電気の出力抑制や厳冬等が起因となる電気の需給逼迫が増加していることを鑑みると、この考え方を導入することは妥当と考える。この措置の実効性を高めるために、工場等のみならず建築物においても、需要最適化措置に資する機器等が適切に評価・導入されるような制度設計をお願いしたい。 | 本条例の対象となる事業者は、工場だけでなくビル等の建築物を所有する事業者も含まれます。これらの事業者に対して、電気の需要の最適化に関する対策を促進し、実施されている場合には適切に評価する仕組みとなるよう制度設計を行う予定です。 |
| ２ | 計画書制度で用いる排出係数を変動する調整後排出係数に変更するとあるが、この場合、電気の契約が同じでも小売電気事業者次第で毎年排出係数が変わることになる。つまり需要家自身による温室効果ガス削減努力が見え難くなる問題が生じるため、現行通り固定の排出係数を用いるべきである。もし需要家による排出係数の低い電気への切替えを評価したいということであれば、（カ）(e)のように別途、加点評価等を導入すれば良いと考える。 | 　令和３年６月に成立した改正地球温暖化対策推進法においても再生可能エネルギーの利用促進が大きな柱のひとつになっているように、再生可能エネルギーの利用等による電気の排出係数の低減は、脱炭素化に向けた重要な取組みとなっています。温室効果ガス排出量のさらなる削減を推進するためには、需要家による排出係数のより低い電気若しくは電力会社への自律的な切替えを促進することが有効であり、今後の対策計画書・実績報告書では、変動する調整後排出係数により算定いただきたいと考えています。　その上で、排出係数の変動分を除いた省エネのみによる大幅な排出削減については、追加的な対策として加点評価するなど、相応の評価を付与できるよう、制度設計を行っていきます。 |
| ３ | 再生可能エネルギー利用率の記載については、社会全体の再エネ増加に繋がる制度とすることが肝要である。再エネの調達方法の一つに再エネ比率の高い電気と契約する方法があるが、それは小売電気事業者の中での価値の付け替えとなり、結局は再エネの増加に繋がらない懸念がある。よって報告の対象としては、日本全体の再エネ増加に確実に繋がる取組であり、かつ容易に把握可能な自家発・自家消費分に限定すべきである。 | 再生可能エネルギー利用率については、電力の販売メニューにおいて再生可能エネルギーの割合を確認できる場合はその数値と、自社内の太陽光発電設備等による自家消費分を把握している場合はその数値を報告していただきたいと考えています。　いただいたご意見を踏まえ、本条例で創設する二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給拡大に関する制度において、国内全体の電源構成に対する再生可能エネルギーの割合の増加に寄与する取組みを促進できるような仕組みを検討していきます。 |
| ４ | 「再エネ電力メニュー等への切替えと省エネによる大幅な削減を加点評価する仕組みを設ける」について、欧州等において温室効果ガス削減対策を考える上で重要とされ、日本のZEB・ZEHでも採用されている「ヒエラルキー・アプローチ」では、まず徹底した省エネにより需要を抑制し、次に再エネ導入により削減を図るという順序になっている。このような考え方を踏まえ、両者を同列に扱うのではなく、省エネによる削減を高く評価すべきである。 | 本条例に基づくエネルギー多量使用事業者においては、これまでの取組状況により、すでに相当のエネルギー消費量の抑制に取り組んできた事業者もあるなど省エネの余地には差があるものと考えられます。そのため、本計画書等の届出制度では、2030年度温室効果ガス排出量40％削減に向けて、省エネの徹底と再生可能エネルギーの利用拡大を両輪で進めることが重要と考えます。一方で、事業者が自律的に取り組める内容としては、省エネに関するものがより多岐にわたっており、これまでも条例に基づく指針において、様々な省エネ対策を重点的に取り組むべき項目に位置付け、評価ポイントとしております。今後、いただいた御意見を踏まえ、省エネに関して重点的に取り組むべき項目等をさらに精査の上、充実を図ることで、事業者による積極的な省エネの取組みを促進できるよう、制度設計を行っていきます。 |
| ５ | タクシー事業者については、今回の「大阪府温暖化の防止等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正案並びに関連する指針の改正・策定」において、特定事業者の要件が拡大され、対策計画書及び実績報告書の届け出義務が２５０台以上から７５台以上使用する事業者に変更となります。　本件の拡大で対象となるタクシー事業者は中小企業であり、運転者の減少によるタクシー車両の稼働率が低下し新型コロナ拡大前からタクシー需要が低迷する中、各社において経営の合理化に鋭意努めておりますが、人件費が全経費の８割以上を占める等の労働集約型産業で限界があり、新規車両の導入等に資金を投入することも困難な状況にあります。　この様な現状において、UDタクシーを車両購入可能な補助金を新たに創設することなく特定事業者の要件だけを拡大することは、タクシー車両の稼働が低下しガソリン・LPG等の使用量も減少している中、削減目標を策定したとしても達成は極めて通常営業時とかけ離れたものと予測されることから、対策計画書及び実績報告書の提出は形式的なものとなり、事業者の事務負担を増すだけで、未だ新型コロナの終息を見ない特異な営業状況においては時期尚早で意味がないために要件の拡大には絶対反対であります。 | 2030年度温室効果ガス排出量40％削減をめざし、自動車使用者においても、電動車の利用やエコドライブの推進によるエネルギー使用の抑制など、更なる二酸化炭素排出量削減の取組みを主体的に進めていただくことが重要であると考えております。このため、自動車使用事業者について特定事業者の規模要件を拡大（100台以上から30台以上）します。同様に、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）についても要件を拡大（250台以上から75台以上）するものです。なお、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」では、現在、30台以上の自動車使用事業者に対して届出が義務付けられているところですが、同法の届出内容を活用して改正条例の届出内容の一部を作成できるようにするなど、事務負担の軽減化に配慮したいと考えています。 |
| （４）　二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及促進に関する制度等の創設 |
| ６ | 本制度の対象を電動車に限定しているが、もし電気自動車を導入しても排出係数の高い電気で充電してしまうと逆に社会的な温室効果ガスが増加する問題がある。つまり本当に二酸化炭素の排出削減に繋がるかは充電する電気次第であることに留意して制度設計を行うべきである。 | 　ご指摘のとおり、電気自動車の普及拡大と併せて、充電する電気により排出される温室効果ガスの削減対策も重要と認識しています。　そのため、大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、実行計画の削減目標の達成に大きな影響を与えるものとして、電気の排出係数を管理指標に設定し、毎年その状況を確認しながら、計画を進捗管理していくこととしています。　今後も、府域全体における電気の排出係数を低減するため、再生可能エネルギーの導入拡大といった二酸化炭素排出の少ないエネルギーの利用促進など、実行計画に掲げた対策を着実に推進していきます。 |